

# 知的財産権関連判決執行業務実施計画

知的財産権の司法による保護を全面的に強化し、イノベーションによる発展に寄与し、知的財産権関連判決の適時かつ効果的な執行を保障し、各当事者の合法的な権益を保護するために、人民法院の執行業務の実情を踏まえ、本業務実施計画を策定する。

## 一. 業務目標

人民法院の執行業務の全体的な枠組みの下で、知的財産権関連判決執行業務の特徴を正確に把握し、現行の関連法令と司法解釈の規定を適切に実行し、関連の業務の仕組みを改革、整備し、情報化等複数種類の執行手段の役割を十分に果たし、知的財産権関連判決執行能力を強化し、知的財産権関連判決執行の効率及び規範性を高め、知的財産権関連判決の適時かつ効果的な執行を確保し、知的財産権保護に関する法律効果を全面的に強化し、知的財産権関連判決執行業務の透明度を高め、人民法院がここ数年に構築した近代的な情報科学技術を支えとする執行検索管理モデル、執行財産現金化モデル、執行管理監督モデルをより一層強固なものにする。

## 二. 実施措置

### (一) 関連規定を厳格に実施する。

1. 民事訴訟法の執行、立件に関する規定及び「人民法院の立件登記に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」に厳格に従い、立件登記制を継続的に実施し、法定の執行申立要件に適合する知的財産権関連判決が、規定の期間内に適時に立件、執行されることを確保する。

2. 民事訴訟法の訴訟係属中の保全、訴訟提起前の保全に関する規定、及び「知的財産紛争行為保全事件の審査における法律の適用に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」に厳格に従い、知的財産権関連事件における財産の封印、凍結、押収と権利侵害行為の停止命令等の裁定の執行業務を継続的に実施し、立件登記制に従い適時に立件、執行する。

財産保全、証拠保全と行為保全を厳格に規範化する。保全措置は申立人の合法的な権益の保障の実現を限度としなければならず、みだりな封印、基準を超えた封印、範囲を超えた封印を厳禁とする。保全措置を行う際にはその必要性、合理性と適時性を十分に考慮し、解除保全条件に合致する事件に対しては法に基づいて速やかに保全を解除し、保全措置の濫用を防止しなければならない。

### (二) 判決執行の品質と効果をさらに高める。

3. 法に基づき迅速に被執行者の財産を搜索、監視することは、判決執行効率を高

めるための重要なポイントである。知的財産権関連判決の執行においては、「民事執行中の財産調査に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定(試行)」に厳格に基づき、継続的に、被執行者への財産及び財産移転状況報告命令、執行検索管理システムによる検索、財産手掛り懸賞公告の実施等の財産調査方式を規範的に採用し、適時かつ効果的に被執行者の財産を捜索、監視しなければならない。

4. ネットワーク執行検索管理システムは、情報化された方式により、被執行者の財産を検索又は監視することを可能とし、迅速で手軽であり、法に基づいて知的財産権関連判決執行における応用をより一層強化し、財産の捜索効率を確実に高めなければならない。これとともに、知的財産権関連判決執行を含む各種執行事件の需要に基づき、ネットワーク執行検索管理システムを継続的に整備し、検索管理行為を厳格に規律し、情報の安全を確保し、関連当事者の合法的な権益が侵害されないことを確保しなければならない。

5. 知的財産権関連判決執行において関連の被執行財産の評価に係る問題が発生した場合は、民事訴訟法の財産評価に関する規定及び「人民法院による財産処分における参考価格の確定に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」に厳格に従って処理をし、情報化された評価方式の迅速であるという優位性を活かし、全国法院価格照会評価システムを十分に利用し、評価手続きの効率を高め、評価結果の客観性と公正性を確保しなければならない。

6. 知的財産権関連判決執行において関連の被執行財産の処分に係る問題が発生した場合は、民事訴訟法の財産処分に係る規定及び「人民法院によるネットワーク司法競売に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」に厳格に従って処理をし、ネットワーク上の司法競売の公開性・透明性が高く、処分の速度が速く、処分コストが低いという優位性を継続的に活かし、財産処分手続きの効率性と公正性を確保しなければならない。

7. 被執行者に対し発効した判決で確定した義務の履行を効果的に督促するために、民事訴訟法及び「被執行者の贅沢消費の制限及び消費に関する最高人民法院の若干の規定」、「信用失墜被執行者名簿情報の公表に関する最高人民法院の若干の規定」等では過料、拘留、生産・生活に必要なもの以外の消費の制限、信用懲戒等の強制措置と間接執行措置について規定している。被執行者が人民法院の判決、裁定執行拒絶罪を構成する場合は、さらに刑法及び関連の司法解释の規定に従いその刑事責任を追及しなければならない。知的財産権関連判決執行において前述の措置を講じる場合は、法律の規定に厳格に従って行い、被執行者が速やかに義務を履行するよう督促するとともに、各当事者の合法的な権益の保護に配慮し、かつ現行の法律、司法解释の規定に基づき、各当事者が異議、不服を申し立てる権利を保障し、法に基づき各当事者に

手続きによる救済を与えなければならない。

8. 知的財産権関連判決執行において関連の行為義務が比較的多いという特徴に対して、民事訴訟法及び「中華人民共和國民事訴訟法の適用に関する最高人民法院の解釈」では代替履行方式が規定されている。すなわち、被執行者が履行しない行為義務は他人が代わって履行することができ場合には、人民法院は法に基づき関連組織又はその他の者に履行を委託することができ、履行費用は被執行者が負担する。知的財産権関連判決執行において、人民法院は代替履行に関する法律の規定をさらに深く把握し、行為義務の具体的な特徴を踏まえ、代替履行に関するより多くの司法経験を蓄積し、行為義務の執行効率を高めなければならない。

9. 事件の繁簡分流（訳注：事件の事実、証拠、難易度、複雑度、情状の軽重等に基づき、事件を通常手続き、簡易手続きに明確に区別し、処理すること）を推進する人民法院の改革の精神に基づき、知的財産権関連判決執行の法則・特徴に従い、事件に係る財産の搜索、行為義務の履行、現金化処分、公告送達等の段階の難易度を総合的に考慮し、知的財産権関連判決執行事件の繁簡分流に基づく処理を推進し、執行資源を適正に配置し、執行事件の処理効率を高めなければならない。

10. 知的財産権関連判決執行において外地での処理を必要とする具体的な執行事項について、「執行事項委託業務の厳格な規律に関する最高人民法院の管理弁法（試行）」に基づき外地の法院に代理執行を委託することができる場合は、規定に従い執行事件処理システムを通じて委託し、関連事項を処理し、当該システムの情報化された機能の優位性を十分に活かし、司法コストを節約し、業務効率を高めなければならない。

11. 判決によって決定された侵害行為差止め等の義務が速やかに実現されるために、法に基づき執行協力業務を推進し、知的財産権関連判決執行に関する部門間の協力体制をより一層充実させ、市場管理監督、税関、知的財産権等の部門との意思疎通を強化し、法に基づきより適時かつ効果的に権利侵害商品の検索管理、権利侵害貨物や工具の廃棄処分を行うとともに、その他の関連執行業務を推進する。

### （三）法に基づき知的財産権関連判決執行の公開を推進する。

12. 民事訴訟法の司法公開に関する規定及び「人民法院による執行公開に関する最高人民法院の若干の規定」、「司法公開三大プラットフォームの構築の推進に関する最高人民法院の若干の意見」、「人民法院による執行プロセス公開に関する最高人民法院の若干の意見」、「人民法院によるインターネット上の裁判文書の公表に関する最高人民法院の規定」等に厳格に従い、知的財産権関連判決執行の公開業務を継続的に踏み込んで推進する。これとともに、執行過程において知り得た国家秘密、営業秘密及び個人のプライバシー等に対して厳格な秘密保持を実施し、法に基づきこれを公開しない。

13. 中国執行情報公開ネットワークは公衆に向けて「ワンストップ式」の執行情報公開サービスを提供する公式ウェブサイトであり、今後も継続的に知的財産権関連判決執行情報を含む各種執行情報の公開機能を整備する。ここには、当該ウェブサイトに専門の「知的財産権関連判決執行公開」ページを開設し、知的財産権関連判決執行に関する状況を集中的に公開することで、公衆による理解、監督等の利便性を高めること等が含まれる。

14. 当事者を対象として執行事件の進捗、重要な執行措置、重要段階の情報等を公開することは、執行公開の重要な内容である。今後も継続的に知的財産権関連判決執行を含む各種執行事件について当事者を対象として公開し、当事者がコンピュータ、モバイルデバイスを通じて上述の執行情報を検索し、その知る権利と監督権を確実に満たすことができるようにする。

15. 四半期ごとに知的財産権関連判決執行結果報告を公開する制度を構築する。2020年より、各四半期が終了してから2か月以内に、当該四半期に全国の法院が受理した知的財産権関連判決執行事件の件数、種類、全体的な処理状況等について、中国執行情報公開ネットワーク上で公開する。

### 三. 監督を強化する。

民事訴訟法、人民法院組織法及び関連の司法解釈の規定に従い、関連機関と公衆による知的財産権関連判決執行に対する監督を受け入れるとともに、最高人民法院が地方の各級人民法院と専門人民法院に対して、上級人民法院が下級人民法院に対して知的財産権関連判決執行業務の監督と指導を強化し、判決執行において存在する問題を適時に発見し、解決を図り、関連の制度や仕組みを絶えず整備し、知的財産権関連判決執行を含む各種執行事件がいずれも法に基づき適時かつ効果的に執行されるよう推進する。

出所:2020年12月10日付け最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-278231.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するこのではないことを予めご了承ください。